

移行措置期間における更新ポイントの取り扱い（2023年度更新～2027年度更新）

2023年4月より更新は「更新のためのポイント表」改定第8版に従って行われます*1。資格更新には、5年間に12ポイント以上を取得する必要があります（臨床発達心理士更新手続き細則第2条）。12ポイントの中にはA【（1）区分研修・必修研修で取得】2ポイントとB【（1）区分研修・一般研修あるいは（2）区分研修で取得】2ポイントを含まなければなりません。移行期間である2023年度から2027年度の5年間は移行措置が下記のように講じられています。

改定第7版まで（2022年度以前）		改定第8版（2023年度以降）		ポイント	
				更新要件	移行措置
		(1)	(1) 区分研修・必修研修 一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構が開催する必修研修会への参加	A 2ポイント	4ポイント*2
		(1)	(1) 区分研修・一般研修 一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構が開催する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加	B 2ポイント	
(1)	一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構および同各委員会または日本臨床発達心理士会および同会支部が主催する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加、日本臨床発達心理士会全国大会への参加	(2)	承認団体*3が主催する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加		
(2)	(1) 区分研修会以外で、資格認定委員会が認めた研修会	(3)	(2) 区分研修会以外で、資格更新委員会が認めた研修会への参加		
(3)	「臨床発達心理士」を取得するための指定科目取得講習会での講師 *2ポイントまで、(1)の必須ポイントとして振り替え可能	(4)	「臨床発達心理士」を取得するための指定科目取得講習会での講師 *2ポイントまで、(1)区分のポイントとして振り替え可能		
(4)	臨床発達心理士認定運営機構が認める関連学会等の年次大会での研究発表・話題提供	(5)	臨床発達心理士認定運営機構が認める関連学会等の年次大会での研究発表・話題提供		
(5)	臨床発達心理学に関する研究論文等の発表	(6)	臨床発達心理学に関する研究論文等の発表		
(6)	臨床発達心理学に関する著書の出版	(7)	臨床発達心理学に関する著書の出版		
(7)	「臨床発達心理士」申請（予定を含む）者に対するスーパービジョン	(8)	「臨床発達心理士」申請（予定を含む）者に対するスーパービジョン		
				合計12ポイント	

*1 資格更新特別措置を申請している場合、更新審査時の審査方法が適用されます

*2 2018年度以降の資格取得者は最初の資格更新までに、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構または日本臨床発達心理士会（2022年度まで）が主催する倫理研修会（3時間 1ポイント）を受講している必要があります

*3 2023年度現在の承認団体は一般社団法人日本臨床発達心理士会